

平成 29 年 第 11 回別府市農業委員会総会議事録

| | | | |
|------|---|---|-----------|
| 日 時 | 平成 29 年 11 月 2 日 (木) 午後 1 時 45 分 | | |
| 場 所 | 別府市役所農業委員会室 | | |
| 招集者 | 別府市農業委員会 会長 恒松 直之 | | |
| 議 事 | | | |
| | 日程第 1 | 議事録署名委員の指名 | |
| | 日程第 2 | 議案事項 | |
| | | 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の審議について 議案第 2 号 農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告について 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届 2 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届 | |
| | 日程第 3 | その他 | |
| 出席委員 | 7 名 | ※ 番号は議席番号 | |
| | 1 番 | 齊藤 孝一 | 2 番 佐藤 進蔵 |
| | 3 番 | 園田 喜久男 | 4 番 恒松 直之 |
| | 5 番 | 星野 賢一 | 6 番 久保 賢一 |
| | 7 番 | 浜川 和久 | |
| 出席職員 | 事務局長 宮森 久住 補佐 吉田 悠子 主任 吉岡 千紘 | | |
| | 午後 1 時 45 分 開会 | | |
| 局 長 | それでは、只今より平成 29 年第 11 回別府市農業委員会総会を開会いたします 本日の総会の出席委員数は 7 名で、委員定数 7 名に対し過半数を超えていますので、総会会議規則第 6 条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。 | | |

| | |
|-----|---|
| | <p>ここで、お願いがございます。</p> <p>議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をし ていただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思ひます。</p> <p>それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りく ださるようお願いいたします。</p> <p>また、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。</p> <p>開議を前に、皆様に1件、ご報告とお詫びがござひます。</p> <p>報告第2号として「農地法第18条第1項第2号の規定による貸借権及び 使用貸借権の解約受理について」ですが、記載漏れがござひましたので、ご報 告し、お詫び申し上げます。</p> <p>大変申し訳ござひませんでした。</p> <p>それでは、会長、お願いいたします。</p> |
| 会 長 | それでは、本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせてい ただきますので、よろしくお願ひいたします。 |
| 議 長 | これより会議を開きます。 本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思ひ ますが、よろしいでしょうか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 議 長 | ご異議がないようでありますので、1番 齊藤委員、3番 園田委員を指名いたし ます。 よろしくお願ひいたします。 |
| 議 長 | 本日の総会議案は、お手元に配布いたしております議案第1号「農地法第5条 第1項の規定による許可申請書について」が1件、議案第2号農業委員会規程第9 条の規定による専決事項の報告についてで、「農地法第3条の3の規定による届」 が1件、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」が7件でござひま す。 それから、その他となっております。 それでは、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」 事務局の説明を求めます。 |

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>ご説明いたします。</p> <p>議案第1号は、農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議についてです。</p> <p>番号1</p> <p>賃貸人 大分市明野西1丁目△番△号 ○○○○、職業 会社員</p> <p>賃借人 東京都中央区京橋二丁目△番△号 (株)○○○○(代)○○○○、職業 不動産開発業</p> <p>区分は市街化調整区域、</p> <p>申請の土地は、大字南立石字井手ノ内△番 田(荒地) △㎡、</p> <p>場所は通称、堀田△組、○○から南西へ80m付近です。</p> <p>施設の概要はバイナリー発電試掘用地として(一時転用) 404 ㎡</p> <p>転用の時期は許可あり次第</p> <p>理由は、10年以上前から農業活動は行っておらず、申請地を利用する生産者及び後継者、将来的な兼業も含め予定がありません。申請地は、地熱発電ポテンシャルが高い地域で、かつ温泉法による新規温泉掘削申請が可能な土地で、地熱バイナリー発電所として成立する可能性が高いと判断し、選定しました。申請地に地熱バイナリー発電所を設置する事で、国が推進する「再生可能エネルギー」の普及に寄与すると共に、申請地の有効活用につながると考えています。</p> <p>この案件は試掘のための一時転用です。試掘して蒸気が上がることが確認できましたら、地元説明会等を経て、本転用の審議をいたします。</p> |
| 会 長 | <p>ただ今、事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第1号について、何かご意見はございませんか。</p> <p>この地熱発電については、温泉という限られた資源でありますので、農地については、慎重に意見を述べていきたいと思っています。</p> |
| 久保委員 | <p>バイナリー発電とはどのようなものなのですか。</p> |
| 佐藤委員 | <p>35度で沸騰するガスに蒸気を当ててタービンを回し発電をするものです。</p> |
| 星野委員 | <p>一時転用の許可の後、どのような流れになるのですか。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>試掘後、条件が整えば、地元の承諾やその他の書類もそろえ、本転用申請になります。バイナリー発電は掘削の許可ではなく届出でよいらしいが、農地であれば、転用の許可が必要であるので、地元の承諾だけでなく排水等周辺の農地に影響がないよう皆さんに審議していただきたい。</p> |
| 議 長 | <p>ただいま委員からご発言がありましたが、この件につきまして、一時転用でありますので承認することにご異議ございませんか。</p> |
| 委 員 | <p>異議なし。</p> |
| 議 長 | <p>ほかにご異議もないようですので、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第2号農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告についてのうち、1の「農地法第3条の3の規定による届」、2の「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>ご説明いたします。</p> <p>議案第2号は、農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告でございます。</p> <p>1 農地法第3条の3の規定による届です。</p> <p>番号1番</p> <p>申請人 大分市大字奥田△番地 ○○○○</p> <p>土地の区分は、市街化区域</p> <p>届出の土地は、朝見一丁目△番 田（荒地）△㎡</p> <p>場所は通称朝見1丁目△番、○○から南へ20m附近です。</p> <p>権利の取得日は平成29年10月2日、相続により所有権を取得しました。</p> <p>あっせん希望はありません。</p> <p>届出の日は、平成29年10月20日です。</p> <p>続きまして、2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届です。</p> <p>番号1番</p> <p>賃借人 別府市照波園町△番△号 ○○○○、職業 農業</p> |

賃借人 東京都品川区大崎一丁目△番△号 (株)〇〇〇〇(代)〇〇〇〇、
職業 小売業

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、上人仲町△番△ 田 (畑) △m² 外 1 筆 合計△m²

場所は通称、上人仲△組、〇〇から南へ△m付近です。

施設の概要は、鉄骨平家建て店舗用地として 196.02 m²

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 29 年 9 月 29 日です。

番号 2 番

賃貸人 別府市上人仲町△番△号 〇〇〇〇、職業 農業

賃借人 東京都品川区大崎一丁目△番△号 (株)〇〇〇〇(代)〇〇〇〇、
職業 小売業

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、上人仲町△番△ 畑 (畑) △m²

場所は通称、上人仲△組、〇〇〇〇から南へ△m付近です。

施設の概要は、鉄骨平家建て店舗用地として 196.02 m²

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 29 年 9 月 29 日です。

番号 3 番

譲渡人 別府市大字鶴見△番地 持分 4 分の 1 〇〇〇〇 外 1 名、職業
無職

譲受人 別府市大字鶴見△番地 持分 2 分の 1 〇〇〇〇、職業 団体職
員

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字合ノ坪△番 田 (公衆用道路) △m²

場所は通称北中△組、〇〇〇〇の西側です。

施設の概要は、砂利敷き家庭菜園用通路用地として 81 m²

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 29 年 10 月 6 日です。

番号 4 番

譲渡人 別府市大字鶴見△番地 〇〇〇〇、職業 無職

譲受人 別府市大字鶴見△番地 〇〇〇〇、職業 団体職員
土地の区分は、市街化区域
届出の土地は、大字鶴見字合ノ坪△番 田(畑) △㎡
場所は通称北中△組、〇〇の西側です。
施設の概要は、現状のまま家庭菜園用地として 149 ㎡
転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 29 年 10 月 6 日です。

番号 5 番

譲渡人 別府市大字鶴見△番地 〇〇〇〇、職業 無職
譲受人 別府市大字鶴見△番地 〇〇〇〇、職業 団体職員
土地の区分は、市街化区域
届出の土地は、大字鶴見字合ノ坪△番 田(畑) △㎡
場所は通称北中△組、〇〇の西側です。
施設の概要は、現状のまま家庭菜園用地として 152 ㎡
転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 29 年 10 月 6 日です。

番号 6 番

譲渡人 別府市石垣西 10 丁目△番△号 〇〇〇〇、職業 無職
譲受人 東京都港区高輪三丁目△番△号 〇〇〇〇(株)(代)〇〇〇〇、
職業 不動産業
土地の区分は、市街化区域
届出の土地は、石垣西十丁目△番 田(雑種地) △㎡
場所は石垣西 10 丁目△番、〇〇から南東へ 30m 付近です。
施設の概要は、宅地分譲用地として 3 区画木造 2 階建 596 ㎡
転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 29 年 10 月 10 日です。

番号 7 番

譲渡人 別府市大字鶴見△番地 〇〇〇〇、職業 農業
譲受人 別府市光町△番△号 (株)〇〇〇〇(代)〇〇〇〇、職業 建設
業
土地の区分は、市街化区域

| | |
|----------------|---|
| | <p>届出の土地は、大字鶴見字山王△番 田（雑種地）△㎡ 場所は通称火売△組、〇〇から北東へ90m付近です。 施設の概要は、宅地分譲用地として2区画330㎡ 転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成29年10月16日 以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この専決事項については、報告 事項でございますので、ご了承下さい。 以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。</p> |
| <p>午後3時05分</p> | <p>上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。</p> <p>議 長 会 長 印</p> <p>署名委員 1 番 委 員 印</p> <p>署名委員 3 番 委 員 印</p> |